

# レンタルスペース保証委託申込書兼契約書 【法人用】

申込人は、別紙「保証委託契約約款」、「個人情報の取り扱いについて」記載の各条項を熟読し、その内容を十分理解して合意の上、ヴァンテアン株式会社及び株式会社パルマとの保証委託契約を申し込みます。また、申込人は、ヴァンテアン株式会社及び株式会社パルマが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、申込人の個人情報を収集・利用することに同意します。なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本契約の無効・取消を主張しないことを誓約します。※お申込後、内容を確認させていただくためにパルマ申込受付センターからお電話を差し上げる場合がございます。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

業者番号

承認番号 0 7 0              

申込日

賃借人(乙)(申込者)	社名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	印
	代表電話			FAX	
	ご住所	フリガナ			
	〒				
	メールアドレス	@			
	予定保管品			使用理由	

**▼ 第二連絡先記入欄(担当者または代表者のご親族 どちらか1つを必ずご記入下さい)**

連絡先	お名前	フリガナ	固定電話	フリガナ	フリガナ
			携帯電話		
	所属 or 続柄			第二連絡先を優先的な連絡先として使用する	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					

支払内容	支払委託を申込み <span style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">はい</span> <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">いいえ</span>	支払方法	<input type="checkbox"/>	①	口座振替(支払日:毎月27日)※支払日前日までに預金口座にご入金下さい。
			<input type="checkbox"/>	②	クレジットカード払い

↑ 本契約期間中の支払方法の変更はできません。予めご了承の上、ご選択ください。

賃貸物件内容	契約締結日		利用開始日		【丙】収納開始	年 月分より			
	種別	レンタル収納スペース	<input checked="" type="checkbox"/>	コンテナ	<input type="checkbox"/>	トランク	<input type="checkbox"/>	バイク	
	所在	フリガナ							
	名称						号室		
	定価月額使用料等	① 月額使用料		円	キャンペーン	月額使用料		円	キャンペーン適用期間
		②		円				円	年 月 ~ 年 月
③			円				円	その他条件等	
④ 保証対象金額 月額使用料等合計 (①+②+③の合計)			円	キャンペーン 合計			円		

●ご記入はお申込人ご自身でお願い致します。本申込後、弊社より緊急連絡先に確認のご連絡をさせて頂くことがあります。 ●場合によっては、審査時に各種証明書を提出して頂く場合がございます。 ●勤務先の在籍確認及びご本人様との申込内容の確認をさせて頂くことがあります。 ●審査の結果、保証をお受けできない場合もございます。

i	初回保証手数料 (④×50%+税)	
金		円

ii	年間保証料 (④×50%)※非課税	
金		円

賃借人【甲】	ヴァンテアン株式会社 〒350-0233 埼玉県坂戸市南町8-10 ヴァンテアンビル101号 TEL 049-282-5733
保証会社【丙】	株式会社パルマ 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-11 フレンドビル6階 TEL 03-5501-0358

通信欄
#N/A

## <個人情報保護方針>

株式会社バルム(以下、「当社」といいます。))は、個人情報を、お客様からご提供いただきました個人情報の一つ一つがお客様のプライバシーを構成する重要な情報である事を深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、確実もたらす様々な情報に対し尊敬の念を持って取り扱うと共に、個人情報に関する法律、当社の事業を通じて関係する全ての関係法令および個人情報保護のために定めた社内規定を、全ての役員、全ての社員が遵守することにより、お客様の権利に対する信頼にお応えしてまいります。

個人情報の取得・利用・提供等に関する事項(全体を通じて、「本条項」といいます。))保証委託契約(以下「本契約」という。))の申込者(契約者も含む。以下「申込者」という。))及び連帯保証人予定者(連帯保証人を含む。以下「連帯保証人」バルム(以下「当社」という。))が、本条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意いたします。なお、当社が要求する個人情報の提供は任意ですが、申込者および連帯保証人が当社が必要とする個人情報の提供を行わない場合、保証委託出来ない場合があることを予めご了承下さい。

### 第1条(個人情報)

「個人情報」とは、下記①ない③に記載されている情報のことをいいます。①当社所定の保証委託申込書(以下「申込書」といいます。))に記載された氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務月収、家族構成等の「属性情報」(本契約締結後に当社が通知を受ける等して知り得た変更情報を含む。))②本契約に関する申込日、保証開始日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」③本契約に関する契約締結後の賃料支払状況等の締結後に通知を受ける等して知り得た変更情報を含む。))

### 第2条(利用目的)

当社は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を取得・利用致します。①「保証委託申込」に関する与信判断のため②「保証委託契約」の履行のため③保証委託契約の履行に係る債権の求償または事前求償のため④支払委託業務を子業務に付随する業務を遂行するため

### 第3条(センティブ情報)

申込者及び連帯保証人は、当社が本契約を締結しようとする者が申込者及び連帯保証人本人であることに相違ないかを確認するため、本籍地等の情報を含む運転免許証・パスポートなどの個人を証明する書類の提出をすることを同意し

### 第4条(個人情報の第三者への提供)

1.当社は、取得した個人情報を次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。(1)法令に基づく場合(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ず(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める目的に、当社から個人情報を第三者と相互に利用する。(第三者に提供する場合)①賃貸契約の更新・管理②本契約の更新・管理③本契約の対象となる賃貸物件が証券化等または④本契約の更新・管理⑤本契約の対象となる賃貸物件の管理(提供される情報)第1条に定める個人情報(提供する手段)①配達記録付の郵便、宅配便②暗号化③⑤(委託)

当社は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内においての個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、当社は、個人情報に安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。第6条(個人情報の保護対策)

1.当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取り扱いを厳重に管理します。2.当社の保有するデータベースシステムについての、アクセスの制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じ連帯保証人の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏えいがないよう、必要かつ適切な監督を行います。

### 第7条(開示対象個人情報について)

1.申込者及び連帯保証人は、当社が保有する開示対象個人情報について当社の所定の方法により利用目的の通知・開示・利用の停止・消去・第三者への提供の停止を請求することができます。2.開示の結果、当社が保有する開示対象情報は変更であることが判明した場合には当社はすみやかに最新の情報へ訂正・追加または削除いたします。3.当社は、不法に個人情報取得されたものである場合または不法に第三者に個人情報を提供した場合には、申込者又は連帯保証人個人情報の利用又は第三者への提供(以下「利用停止等」という。))を停止します。4.当社は、申込者及び連帯保証人との取引が終了後(契約に至らなかった場合には、審査結果日から)5年経過後、申込者及び連帯保証人の事前の承諾を安全かつ完全に消去します。

### 第8条(本条項不同意の場合の処理)

申込者及び連帯保証人が、本契約において必要な記載事項(申込書及び契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は本契約を拒否することができるものとします。第9条(審査結果の連絡・有効期間)

申込者及び連帯保証人は、当社が申込者及び連帯保証人から申込に基づき、当社が審査した時点の審査結果を管理会社または仲介会社へ通知することに同意します。なお、審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者及び個人情報の変動や、申込内容の変更等がある場合には、契約できない場合があつても異議を申し立てません。

### 第10条(規約の変更)

当社は、本条項を変更した場合、変更内容が申込者及び連帯保証人に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、申込者及び連帯保証人に通知もしくは適切な方法で告知するものとします。

### 第11条(開合先)

個人情報保護外部窓口 株式会社バルム 個人情報保護管理責任者 管理部長 TEL.03-5501-0358(10:00~17:00 土日祝休) e-mail:info@palma.jp

2014年04月01日 制定

## <保証委託契約約款>

賃借人(以下、「乙」という。))と株式会社バルム(以下、「丙」という。))とは賃貸人(以下、「甲」という。))と乙との間で締結された、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」(記載の賃貸物件、または、Web上でご提供の賃貸物件(以下、「本物件」という。))に係るレンタルスペース一時使用契約約款(詳細は上記に表示されるレンタルスペース一時使用契約約款のとおり)(以下、「原契約」という。))に関し、次のとおり保証委託契約(以下、「本契約」という。))を締結する。

### 第1条(保証委託契約)

乙は丙に対し、第4条各項目に記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い連帯保証人となつてを委託し、丙はこれを受託した。

### 第2条(契約承認の取消・解除)

本契約について承認した後に、申込みの際の乙の届出情報に虚偽があることが判明した場合、あるいは丙が新たに取得した情報に基づき再審査を行い契約可否の判断が変更となった場合には、本契約締結予定日の前であれば契約承認日であれば本契約の解除をできるものとする。

### 第3条(保証委託料等)

(1)乙は丙に対し、保証委託料として、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」i・ii記載の初回保証手数料及び年間保証料、またはWeb上で契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された初回保証手数料及び年間保証料を支払うものとする。尚、本契約締結日より1年未満にレンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書に記載の月額利用料等合計、またはWeb上でご契約の申込み時に確認できる「見積り」のお支払額として算出される料金合計のいずれかの金額が増額した場合は、増額した金額に基づき算出された金額に乙が支払うべき初回保証手数料及び年間保証料が変更され、以降の本条第2項に定める年間保証料も増額した金額が増額されることを承諾する。また、増額した時点で増額した初回保証手数料及び年間保証料から、増額前の初回保証手数料と引いた差額を、乙が甲が受領し、丙の請求に基づき甲が送金し、丙が契約が継続されることを、乙、甲及び丙は確認した。尚、増額された時点より以降の年間保証料は、増額した金額に基づき算出された金額に変更されることを、乙、甲及び丙は確認した。

(2)乙は丙に対し、第16条所定の保証期間の間、本契約締結日より1年毎に、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」iiに記載された金額、またはWeb上で契約の申込み時に確認できる「見積り」の料金の金額を乙丙間で別途合意する銀行口座からの自動引落し又はクレジットカード支払いで支払うか、丙の指定する方法に従い、年間保証料として支払うものとする。ただし、「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」合計、またはWeb上でご契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された毎月のお支払額として算出される料金合計、いずれかの金額が増額した場合は、増額した金額に基づき算出された金額に乙が支払うべき年間保証料が変更される。また増額した時点で、増額後に算出された年間保証料の金額から、増額前に乙が丙に最後に支払った年間保証料の金額を差し引いた差額を、乙より甲が受領し、丙の請求に基づき甲が送金し、丙が受領した場合に限り、本契約が継続し丙は確認した。尚、増額された時点より以降の年間保証料は、増額した金額に基づき算出された金額に変更されることを、乙、甲及び丙は確認した。

(3)原契約が期間満了前に終了した場合、または第4条第1項に定める使用料が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は丙に対して、本条第1項及び第2項に基づき支払った初回保証手数料及び年間保証料の返還は請求しない。減額された時点より以降の本条第2項の年間保証料は、増額した使用料の価格に基づき算出された金額に変更されることを甲と丙は確認した。

### 第4条(保証の範囲)

丙は、乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務のうち、次の各号記載の金銭の支払に関する債務を乙と連帯して保証する。ただし、甲と丙の間で締結される保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

(1)原契約に基づき甲が負担する使用料、(2)「使用料」という。)、その他月定期的に使用料と共に支払われる費用のうち別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」に記載の月額利用料等合計、またはWeb上でご契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された毎月のお支払額として算出される料金合計、いずれかに相当する金員(以下、「固定費用」という。))の滞納分、(4)固定費用不払いを理由とする原契約解除後、乙の本物件明渡までに発生する使用料(5)固定費用不払いを理由とする原契約解除後に本物件の室内に残置された動産の搬出、運搬、保管、処分に係る費用。(4)原契約を甲が解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、乙による本物件明渡しまでに要訴訟その他法的手続きに必要な費用(弁護士費用・甲が丙の承諾を得た支出費用を含む。))で発生したものを。

### 第5条(保証委託契約申込書及び原契約の変更の届け出)

本契約締結後、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」に記載の内容、またはWeb上で申込みに行う「お客様情報」の入力画面にて登録した内容、いずれかに変更が生じたとき、又は、原契約が終了し、速やかにその旨及びかわる変更の内容を届出なければならない。

### 第6条(保証債務の履行)

(1)乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を滞滞したときは、丙は乙に対して何ら通知、催告することなく、保証債務の履行を行うことができる。(2)丙が保証債務を履行したときは、乙は丙に対し、次の各号に定めるなければならない。①丙の甲に対する保証債務履行のため費用。②丙の乙に対する求償債権履行又は保全に要した費用。③乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正し、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前までに、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務を履行しない旨、及び、その事由を連絡しなければならない。(4)乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償債権第7条(事前求償)

(1)乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対して事前に求償権を行使することができる。(2)原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき、②処分、仮押替、強行としての競売の申立てを受けたとき、③破産、特別清算開始、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき、④丙の真に帰するべきでない事由により丙に不明となつたとき、⑤前各号の1とすると相当の事由が生じたとき。(2)丙が前項より乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法第461条に基づき抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

### 第8条(運送情報等の通知)

保証料その他契約に基づく(債務の丙に対する支払いが遅延した場合は、丙が、乙に連絡を取ることと目的として、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」に記載の第二連絡先、またはWeb上でご契約の申込み画面にて登録した第二連絡先、いずれかに該当する連絡先へ連絡すること及び支払うべき金額等その他別記「個人情報」の取り扱いについて)第1条に定める個人情報(甲(本人を含む。移行通行の受発債業務において同様に)に通知する場合があります)を予め承諾する。

### 第9条(遵守事項)

(1)乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。(2)原契約が債務不履行解除後、合意解約又は期間満了により終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して、甲に対し本物件を明渡さなければならない。

### 第10条(督促)

(1)乙に使用料の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、封書による通知等相当の手段により支払いの督促をすることが出来る。(2)丙は、乙が原契約または本契約に違反した場合、本物件の合鍵を甲から借り受け、又は本物件に立ち入ることが出来る。

### 第11条(清算金)

原契約に基づく甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、本契約に基づく乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

### 第12条(再委託)

丙は、本契約に基づき受託した事務の全部又は一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

### 第13条(譲渡担保)

(1)乙は本契約に基づき丙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する敷金・保証金返還請求権を丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。(2)乙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権について、丙以外の方への処分をしてはならない。

### 第14条(集合物譲渡担保)

(1)乙は、本契約に基づき丙に対する一切の債務を担保するため本物件内に存する一切の動産類(以下「担保動産」という)につき、その所有権を丙に転移し、占有改定の方法により引渡しを完了した。(2)原契約の契約期間の始期以降、動産類は全て、特段の意思表示なくして当然に丙に所有権が転移され、占有改定の方法により丙に引き渡されたものとする。この場合、当該動産類も担保動産に含まれるものとする。(3)原契約が原契約の定めに基づき担保動産を自由に搬出または処分した場合は、乙は丙の承諾なくして担保動産を搬出または処分した場合は、乙は丙の承諾なくして担保動産を搬出または処分してはならずの方法により処分して処分等に要した経費を除いた残額を債務の弁済に充当することができる。

### 第15条(損害賠償額の制限)

乙は、丙に対して、債務不履行、不法行為その他理由の如何を問わず、原契約又は本契約に関連して30万円を超えて一切の請求をなさないものとする。

### 第16条(保証期間)

(1)本契約に基づき委託される保証の期間は、別紙「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書」に記載の保証開始日、またはWeb上でご契約の申込み時に確認できる「見積り」に表示された期間とする。ただし、乙が本物件の明渡しをしたとき、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合はこの限りではない。(2)前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき丙の書面にはこの限りではない。①本物件の用途が変更された場合。②乙の原契約上の地位が第三者に移転された場合。③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等があった場合又は本物件の占有者に追加変更等があった場合。④原契約の内合。⑤原契約の更新時において、乙が丙に支払うべき第3条第1項の年間保証委託料の既経過年分および当該年分が未払の場合、もしくは乙に支払う意思がない場合。

### 第17条(原契約の変更)

乙は原契約を変更する場合、丙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は上記の承諾が無い限り丙に対しては効力を生じないものとする。当該通知に基づき乙丙間の合意が成立したときは、新たな契約書を締結することなく本契約に関する変更契約が成立するものとする。

### 第18条(反社会的勢力の排除)

(1)乙は、暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業・団体の関係者、協力者、又は総会屋その他反社会的勢力及びこれらに準じる者(以下「反社会的勢力等」という。))でないことを表明し、かつ将来にわたつて(2)乙は、自ら、子会社及びその関係者、自ら又は第三者として、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他人の業務妨害行為をなすことを確約する。(3)丙は、乙が前2項に違反した乙が判断した場合には、催告なく本契約を解除することができる。この場合、丙は、乙に対し、何らの損害賠償義務を負わないものとする。

### 第19条(追加的措置)

乙は、本契約の目的を達するため丙が必要又は適切とみなす契約書その他書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

### 第20条(協議事項)

本契約の定めない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

### 第21条(合意管轄)

本契約に関し、訴訟又は調停の必要を生じた場合には、丙の本店所在地を管轄する裁判所を専断的合意管轄裁判所とする。

【特約】レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書にて「支払委託を申し込む」の欄には「はい」と記載した場合、には、以下の特約を適用するものとする。また、乙がWeb上で契約の申し込みを行った場合、自動的に乙に承諾したものとし、以下の特約を適用する。

### 特約第1条(支払委託)

乙は丙に対し、本契約に定めるところに従い、原契約に基づく使用料等の支払いを委託し、丙はこれを受託する。

### 特約第2条(支払金の引渡)

(1)乙は、丙に対して、原契約に基づく使用料等の支払日(支払日が銀行休業日の場合は、その翌銀行営業日。以下「引落日」という。))において、乙丙間で別途合意する銀行口座からの自動引き落とし、又はクレジットカード支払いの方法相当する金銭を引き渡す。口座振替の場合、引落手数料として1回当日、金200円(消費税別)、高消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税率を適用する。乙を負担し、乙が支払うものとする。なお、乙は引落日の前営業日まで利用料等に相当する金銭に引落手数料を加えた金額を入金するものとする。預金口座振替依頼書、自動引込利用申込書の不備又は残高不足などにより口座振替、又はクレジットカード支払いが不能となった場合は、乙は丙の指定する予定額に加えて事務手数料金1,000円(消費税別)、高消費税率が変更になった場合は、変更後の消費税率を適用する。乙を支払うものとする。

(2)甲が使用料等の集金事務をその代理人に委託している場合には、丙は原契約に基づく使用料等の支払及び本契約第4条第1項に定める保証債務に基づく支払を当該代理人に対して行うことができる。この場合、当該代理人に対するがなされた時点をもって、上記各条項に定める甲に対する債務の履行があったものとする。

2014年04月01日 制定

2014年07月10日 改訂

2017年10月02日 改訂